平成２３年（フ）第７５１号
栃木県鹿沼市西沢町1234番地　株式会社大興内、住民票上の住所北海道札幌市南区簾舞６条２丁目３番28号
債務者　内田　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５３号
栃木県那須塩原市新南163番地600
債務者　武田　明美（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５５号
栃木県宇都宮市大寛２丁目２番18号　レーベンハイムコンフォレスタ宇都宮103、前住所栃木県宇都宮市桜１丁目３番10号　桜グリーンヒル403号
債務者　北林由季子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６１号
栃木県宇都宮市海道町169番地５
債務者　熊倉　紀枝
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１８７８号
愛知県北名古屋市六ツ師女夫越９番地
破産者　中村　栄治
1　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
2　一般調査期日　平成24年１月12日午後４時30分
平成23年11月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
福岡県久留米市高良内町1053番地２
破産者　ヤマシタ建設こと　山下　和昭
1　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
2　一般調査期日　平成24年１月19日午前11時
平成23年11月21日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3243番地２
破産者　相川覺太郎
1　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
2　一般調査期日　平成24年１月18日午前11時
平成23年11月16日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４５７号
福岡市城南区七隈１丁目12番20―202号
破産者　中村　裕詞
1　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
2　一般調査期日　平成24年１月27日午後３時
平成23年11月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７号
宮崎市佐土原町下田島20296番地235
破産者　海江田　勝
1　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
2　一般調査期日　平成24年２月17日午後１時30分
平成23年11月21日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９６１号
大阪府東大阪市吉田６丁目６番８号
破産者　日協石油株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
2　一般調査期日　平成24年２月９日午後３時30分
平成23年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４１号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町29番地２
破産者　小山　　勇
1　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
2　一般調査期日　平成24年２月７日午前10時
平成23年11月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市大字厚狭1017―１　成松ハイツⅡ11号、開始決定時の住所山口県宇部市大字上宇部754番地３
破産者　上田　憲秀
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年11月21日　山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第４４８号
熊本県水俣市南福寺１番71号
破産者　原精機産業株式会社
異議申述期間　平成24年１月10日まで
平成23年11月18日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬87番地
破産者　桑原　幸徳
異議申述期間　平成24年１月10日まで
平成23年11月21日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１３３７号
福岡市西区野方４丁目19番11号
破産者　株式会社誠建
異議申述期間　平成24年１月13日まで
平成23年11月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９１号
福岡市博多区東光１丁目３番８号
破産者　川崎鐵網株式会社
異議申述期間　平成24年１月16日まで
平成23年11月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６５号
福岡県太宰府市朱雀２丁目10番18号
破産者　山城　光昭
異議申述期間　平成24年１月16日まで
平成23年11月16日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１号
岐阜県加茂郡富加町大平賀488番地
清算株式会社　まこと技研株式会社
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（ヒ）第３０１１号
大阪市北区西天満４丁目６番８号ＯＬＣビル１・２階弁護士法人大阪パブリック法律事務所内
清算株式会社　株式会社あじおく
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第７号
高知県宿毛市宇須々木1361番地４
清算株式会社　株式会社浜伸水産
代表清算人　弘瀬　　徹
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　協定債権
清算株式会社である株式会社浜伸水産（以下「清算会社」という。）を債務者とした、基準日（⑷参照）の前日（同日を含む。）までの原因に基づいて発生した債権であり、その総額が72万円を超えるものをいう。
⑵　協定債権者
協定債権を有する者をいう。